

令和5年度 熊本市新型コロナウイルス感染症緊急空き店舗対策事業費補助金

中小企業者が、市内の商店街の地区の空き店舗で店舗規模のミスマッチなどの理由から借り手のつかない状態にある空き店舗を複数店舗に分割するために改裝する場合に、その経費を補助します！

1 募集期間

令和5年(2023年)4月3日～**令和5年(2023年)12月28日**（予算に達し次第受付終了）

2 補助対象となる空き店舗

次の①～④のすべてを満たす空き店舗が対象です。

- ①熊本市内の商店街団体が形成されている地区に所在する店舗であること
- ②道路に面した建物1階部分の店舗であり、店舗間口又は壁面が道路から概ね7mの範囲内に位置する店舗であること
- ③補助金の申込時点において、賃貸物件として募集開始から90日以上経過している空き店舗であること
- ④商業施設等のテナント型店舗でないこと

3 補助対象者

補助対象となる空き店舗を所有する中小企業者

4 補助率、補助限度額

補助率1／2、補助限度額300万円

5 補助対象経費等

交付決定後に契約及び着工し、令和6年2月29日までに改裝工事及び支払が完了する経費が対象

対象経費	①既存店舗を複数店舗に分割するための改裝費（壁、天井、床、ドア、窓部分の工事、給排水工事、電気工事、ガス工事に限る。） ②火災報知器や誘導灯など建築基準法、消防法に基づく設備の購入・設置費用 ③上記①②に伴う設計費 ④上記①②に伴う既存設置物の処分費
対象外経費	①設備（建築基準法、消防法に基づく設備を除く）、備品、消耗品の購入・設置費用 ②交付決定前に契約・着手している改裝費 ③消費税



詳しくは、
熊本市ホームページの
募集要領をご確認ください



【お問い合わせ先】

熊本市商業金融課（担当：井手）
電話：096-328-2424

熊本市新型コロナウイルス感染症緊急空き店舗対策事業費補助金 事前チェックシート

[空き店舗について]

- 熊本市内の商店街団体が形成されている地区に所在する店舗である
- 店舗と往来可能な道路に面した建物 1 階部分の店舗であり、店舗間口又は壁面が道路から概ね 7m の範囲内に位置する
- 賃貸物件として募集開始から 90 日以上経過している
- 商業施設等のテナント型店舗でない

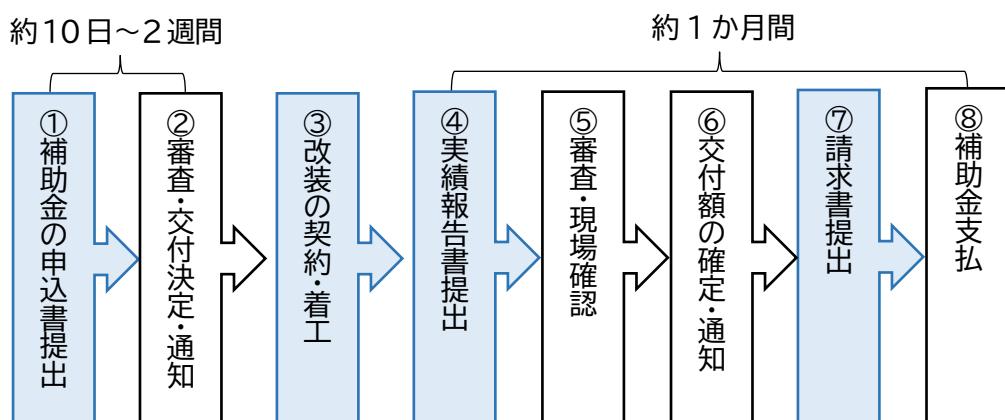
[対象者について]

- 中小企業者(個人も含む)である
- 補助対象となる空き店舗の所有者である
- 市税の滞納がない
- 熊本市暴力団排除条例(平成23年条例第94号)第2条第1号から第3号までの規定に該当しない

[その他条件について]

- 遅くとも交付確定の日(下記の⑥)から 30 日以内に入居者の募集を開始すること
- 原則として改装後 2 年間は現状を維持すること

[手続きの流れ]



お問い合わせ先
 熊本市商業金融課
 電話:096-328-2424